

令和 6 年能登半島地震検証及び
かほく市地域防災計画改訂等業務委託
仕様書

令和 7 年 1 0 月

かほく市防災環境対策課

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、かほく市（以下「発注者」という。）が実施する「令和6年能登半島地震検証及びかほく市地域防災計画改訂等業務委託」（以下「本業務委託委託」という。）に適用するものであり、受注者が本業務委託を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第2条 目的

令和6年能登半島地震の対応により顕在化した当市の課題のほか、家屋の損壊、道路の陥没などの被害状況を確認したうえで、初動対応、避難所の運営、物資の調達・配布等を検証し、行政や住民の対応における課題や改善点を明確にし、地域防災計画、備蓄計画、受援計画、業務継続計画、避難所運営マニュアルに反映させ、今後の災害時における迅速かつ的確な対応力の向上を図ることで、市民の安全・安心な生活環境を確保することを目的とする。

【能登半島地震の対応により顕在化した当市の課題】

- (1) 実効性のある地域防災計画等の整備
- (2) 石川県地震被害想定調査結果を踏まえた適切な避難所運営と避難者想定数の縮小化
- (3) 物資・人的支援の管理運営
- (4) 自助力と共助力の育成と啓発

第3条 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとし、各分野の完成時期は、次のとおりとする。

- (1) 災害対応検証報告書作成 : 令和8年3月31日
- (2) 地域防災計画修正 : 令和9年3月31日
- (3) 災害時備蓄計画修正 : 令和9年3月31日
- (4) 受援計画作成 : 令和9年3月31日
- (5) 業務継続計画修正 : 令和9年3月31日
- (6) 避難所運営マニュアル修正 : 令和9年3月31日

第4条 準拠する法令等

本業務委託の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（内閣府）
- (2) 水防法（国土交通省）
- (3) 災害救助法（内閣府）
- (4) 河川法（国土交通省）
- (5) 都市計画法（国土交通省）

- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（国土交通省）
- (7) 大規模災害からの復興に関する法律（内閣府）
- (8) 防災基本計画（中央防災会議）
- (9) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
- (10) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）
- (11) 災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（内閣府）
- (12) 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（内閣府）
- (13) 避難所運営ガイドライン（内閣府）
- (14) 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）
- (15) 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）
- (16) 人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）
- (17) 市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）
- (18) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）
- (19) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）
- (20) 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（内閣府）
- (21) 人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）（国際赤十字等）
- (22) 石川県地域防災計画
- (23) 大規模災害時における石川県業務継続計画
- (24) 石川県災害時受援計画
- (25) 石川県地震被害想定
- (26) 石川県避難所運営マニュアル策定指針
- (27) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針【暫定版】（石川県）
- (28) 第2次かほく市総合計画
- (29) かほく市地域防災計画
- (30) かほく市水防計画
- (31) かほく市国土強靱化地域計画
- (32) かほく市業務継続計画
- (33) かほく市国民保護計画
- (34) かほく市避難所運営マニュアル
- (35) かほく市災害時備蓄計画
- (36) かほく市個人情報保護法施行条例
- (37) その他関係法令および通達等

第5条 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を発注者に提出し、発注者の承認後、本業務委託に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届（経歴書・資格証・雇用証明の写し）
- (5) 照査技術者届（経歴書・資格証・雇用証明の写し）
- (6) その他、発注者が必要と認める書類

第6条 管理技術者及び照査技術者

受注者は各種防災関連計画などに関する十分な知識と経験を有する技術者を配置し、適正な人員と体制を整え組織的なフォローアップ体制を構築しなければならない。配置する技術者は、以下の要件を満たすこととし契約時に資格証及び履行実績を証明する書類を提出するものとする。

- (1) 管理技術者は、技術士（建設部門）の有資格者とし、過去に地方自治体において大規模災害に関する事後検証業務及び各種防災計画（地域防災計画、業務継続計画等）の改訂または策定に関する同種業務の履行実績を有する者とする。
- (2) 照査技術者は、管理技術者と同等の能力を有するものを選任し、技術士（建設部門）の資格を有する者とする。
- (3) 担当技術者は、各種防災計画（地域防災計画、業務継続計画等）の改訂または策定に関する同種業務の履行実績を有する者とする。

第7条 関係官公署への手続き

作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは発注者と協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

第8条 損害賠償

本業務委託中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、本業務委託の遂行により知り得た情報を、発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務委託の完了後においても同様とする。

また、調査に伴う個人情報の取り扱いについては、かほく市個人情報保護法施行条例を遵守すること。

第10条 成果品の瑕疵

受注者は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は受注者が負担するものとする。

第11条 成果品の帰属

本業務委託の成果品及びデータは、下記を除き発注者の所有とし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

ソフトウェアプログラム等、受注者あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、発注者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第12条 検査

受注者は、業務完了後に発注者による検査を受けるものとする。本業務委託は、発注者の行う検査に合格することをもって完了するが、納品後、受注者の過失又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者が責任をもって速やかに訂正するものとする。

第13条 貸与資料

発注者は、本業務委託に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第14条 疑義

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者、受注者が協議のうえ、解決を図るものとする。

第2章 業務内容

【共通】

第15条 計画準備

本業務委託の遂行にあたり、必要な関連事項を把握し、業務全体の作業方針、工程を立案するとともに、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第16条 資料収集・整理

本業務委託の遂行にあたり必要となる資料・情報を収集整理するとともに、国や石川県における防災に関する上位計画の整理を行い、当市における防災に関する既往関連計画等について把握するものとする。

第17条 業務報告書の作成

本業務委託において検討、作成した資料を整理し、本作業の内容を業務報告書として取りまとめるものとする。

第18条 打合せ協議

打合せ協議は、原則として本業務委託着手時、中間時（5回）、完了時の計7回実施するものとし、業務の進捗状況に合わせて適宜追加するものとする。また、本業務委託の円滑な進捗を図るため、受注者は必要に応じて、メール等により発注者と密接に連携しつつ、本業務委託を遂行するものとする。受注者は、打合せ後は、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

【災害対応検証報告書作成】

第19条 作業方針の検討

収集した資料の整理の結果を踏まえ、作業方針の立案を行うものとする。

第20条 市内における令和6年能登半島地震災害対応の整理

提供資料を基に、発生した災害状況や市の災害対応結果等を時系列で整理するものとする。

提供資料を基に、かほく市における災害対応等を分析するとともに災害対応における課題を抽出するものとする。

第21条 令和6年能登半島地震検証委員会の運営支援

会議の開催に必要な資料を作成するとともに、会議へ出席し議事概要の作成等、必要な

支援を行うものとする（6回程度開催予定）。

なお、検証委員会のメンバーのアサインや謝金支払いについては、当市にて実施するものとする。

第22条 災害対応検証報告書の作成

前条までに整理した結果を活用し、かほく市の災害対応検証報告書として取りまとめるものとする。また、被災自治体の検証結果を参考に地震に共通した事項も、取りまとめるものとする。

【地域防災計画修正】

第23条 令和6年能登半島地震における問題点の整理

国や石川県が作成した「令和6年能登半島地震」に関する資料を収集し、該当地震における問題点の整理を行うものとする。整理した結果を本業務委託にて修正する地域防災計画に反映するものとする。

第24条 地域防災計画修正方針の検討

収集した災害教訓や上位関連計画の整理の結果を踏まえ、地域防災計画の修正方針の立案を行うものとする。

第25条 地域防災計画修正（素案）の作成

修正方針に基づき、かほく市地域防災計画の修正（素案）を作成するものとする。修正に当たっては、最新の国の防災基本計画、石川県地域防災計画などとの整合を図るとともに、市組織の現状を踏まえた実効性のある計画にするものとする。

第26条 地域防災計画修正（案）の作成

庁内及び県、並びに防災関係機関等との協議に必要な資料を作成し、助言を受けるものとする。その結果、指摘された事項については適宜修正するものとする。

第27条 地域防災計画資料編の修正

資料編の修正は、原則として発注者から修正資料（朱書き訂正資料や追記資料）等を受注者に提示し、修正を行うものとする。受注者においても資料更新の必要性を確認し、発注者において資料収集を行うことが必要となる事項がある場合は、その旨を要請するものとする。

第28条 地域防災計画修正の概要の作成

地域防災計画修正（案）について、主要な修正箇所等を防災会議等で説明するための「地域

防災計画修正の概要」を作成するものとする。

第29条 地域防災計画新旧対照表の作成

地域防災計画について、現行計画と修正版を比較し、その修正箇所が確認できるよう「新旧対照表」を作成するものとする。

第30条 関係各課等照会（庁内照会）の支援

修正素案の内容を庁内関係各課に照会するにあたり、照会用資料作成及び対応の支援を行うものとする。

第31条 防災会議等の運営支援

かほく市防災会議の開催に必要となる資料を作成するとともに、会議へ出席し議事概要の作成等、必要な支援を行う（2回程度開催予定）。

【災害時備蓄計画修正】

第32条 行政における備蓄物資等の検討

現行計画を確認のうえ、当市が実施する備蓄物資の内容について検討するものとする。

第33条 行政以外の備蓄物資等の検討

当市の備蓄計画にあわせて、家庭内備蓄、企業内備蓄等、企業や住民一人ひとりが備蓄する取り組みの内容について検討するものとする。

第34条 備蓄計画の作成

前条までの成果をとりまとめた備蓄計画を作成するものとする。

【受援計画作成】

第35条 受援の基本方針の検討

収集・整理した受援に関する上位関連計画における方向性等との整合を図りつつ、早期の応援要請や組織体制、役割分担等の基本的な考え方について、受援の基本方針として検討を行うものとする。

第36条 人的資源受入に関する検討

大規模災害発生時には、人命救助や被災者支援、施設の復旧等で、通常業務とは異なる業務

が大量に発生するため、人的資源の受入に関して、要請事項の明確化、多様な応援形態への対応、受援側と応援側の役割分担等について検討を行うものとする。

第37条 物的資源受入に関する検討

物的資源の受入に関しては、物資集積・配送拠点、運営方法、輸送手段等について検討を行うものとする。

第38条 災害ボランティア等の受入に関する検討

災害ボランティア受入に関しては、社会福祉協議会等、災害ボランティアセンターの立ち上げを連携して行う団体との調整が必要であるため、既往計画・マニュアル等で規定されている内容を基本として検討を行うものとする。

第39条 受援計画（案）の作成

前条までの検討内容を受けて、受援計画（案）を作成するものとする。また、作成した受援計画（案）については、当市の主な部署にて、内容の確認・修正等を行い、受注者はそれらの内容を必要に応じて反映し、受援計画の最終版を作成するものとする。

【業務継続計画修正】

第40条 修正方針の検討

収集・整理した資料等に基づき、重点的に見直すべき事項を把握するとともに、既存計画の課題を踏まえ、計画の全体構成及び修正方針を作成するものとする。

第41条 非常時優先業務の見直し

本業務委託で修正する地域防災計画に設定された最新の災害対策本部の業務分掌（応急業務）、及び各課等の事務分掌（通常業務）を参考に非常時優先業務を見直すとともに、非常時優先業務の業務開始目標時間（事務局案）を設定するものとする。

第42条 業務継続のための資源・環境整備状況の更新

非常時優先業務実施のための必要資源が災害時にどの程度利用可能か確保状況を確認するとともに、課題に対する対策について現行業務継続計画の見直しを検討するものとする。

第43条 組織体制等の変更に伴う修正

現行業務継続計画時点と最新の組織体制を比較し、最新の組織体制に合致するよう現行業務継続計画を修正するものとする。

第44条 業務継続計画（修正案）の作成

前条までの内容を踏まえ、現行業務継続計画を修正した業務継続計画（修正案）を作成するものとする。

作成した修正案については、発注者の内容確認等を行い、それらの内容を必要に応じて反映し、業務継続計画の最終版を作成するものとする。

第45条 関係各課等照会（庁内照会）の支援

関係各課照会（庁内照会）を行うために必要な資料作成等の支援を行うものとする。なお、庁内照会については発注者が実施するものとする。

また、庁内照会結果に基づき、非常時優先業務や必要資源に関する内容を整理するものとする。

【避難所運営マニュアル修正】

第46条 作成方針の検討

関係法令や国・石川県等の指針・ガイドライン、市の地域防災計画等に配慮した避難所運営等を踏まえ、マニュアル修正のための方針を作成するものとする。

第47条 避難所運営マニュアル（修正素案）の作成

前条で作成した作成方針を踏まえ、避難所運営マニュアル（修正素案）を修正するものとする。

第48条 避難所運営マニュアル（修正案）の作成

前条で作成した避難所運営マニュアル（修正素案）に対する関係部署の意見や指摘事項を基に修正を行い、避難所運営マニュアル（修正案）を作成するものとする。また初動期における発災直後の避難所設営マニュアルについて、提案するものとする。

第3章 成果品

第49条 成果品

本業務委託の成果品として納入すべきものは、下記のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 災害対応検証報告書（A4判、簡易製本） | 1部 |
| (2) 地域防災計画（A4判、簡易製本） | 1部 |
| (3) 災害時備蓄計画（A4判、簡易製本） | 1部 |
| (4) 受援計画（A4判、簡易製本） | 1部 |
| (5) 業務継続計画（A4判、簡易製本） | 1部 |
| (6) 避難所運営マニュアル（A4判、簡易製本） | 1部 |
| (7) 業務報告書（A4判、簡易製本） | 2部 |
| (8) 電子データ（CD-R） | 2部 |